

重要事項説明書別紙

【デイサービスセンターあやめの里利用料金】 令和 6 年 11 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が1割

- (1) 野洲市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業【通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）】利用の方
(1ヶ月あたりの概算)

区分	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
① 単位	1,588	3,197
② 1ヶ月あたりの金額 (①×10.14円)	16,102円	32,417円
③ 1ヶ月あたりで介護保険から給付される金額 (②の9割)	14,491円	29,175円
④ 1ヶ月あたりの自己負担額 (②-③)	1,611円	3,242円
⑤ 1ヶ月あたりの昼食代 ※3	3,000円 (750円/食×4日)	6,000円 (750円/食×8日)
1ヶ月あたりの費用の合計 (④+⑤)	4,611円	9,242円

※ 昼食代については、事業対象者・要支援1の方は月4日分、事業対象者・要支援2の方は月8日分として計算しております

- (2) 上記(1)以外のサービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
入浴料金	500円	ご利用者の希望により特別に行う場合	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

- (3) サービス中止時の料金

①	サービス利用料	キャンセル料は発生しません。
②	利用予定日以前の中止	前営業日の午後5時00分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。
③	利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
④	利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金その他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

重要事項説明書別紙

【デイサービスセンターあやめの里利用料金】 令和 6 年 11 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が2割（一定以上の所得のある方）

(1) 野洲市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業【通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）】利用の方
(1ヶ月あたりの概算)

区分	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
① 単位	1,588	3,197
② 1ヶ月あたりの金額 (①×10.14円)	16,102円	32,417円
③ 1ヶ月あたりで介護保険から給付される金額 (②の8割)	12,881円	25,933円
④ 1ヶ月あたりの自己負担額 (②-③)	3,221円	6,484円
⑤ 1ヶ月あたりの昼食代 ※3	3,000円 (750円/食×4日)	6,000円 (750円/食×8日)
1ヶ月あたりの費用の合計 (④+⑤)	6,221円	12,484円

※ 昼食代については、事業対象者・要支援1の方は月4日分、事業対象者・要支援2の方は月8日分として計算しております

(2) 上記(1)以外のサービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
入浴料金	500円	ご利用者の希望により特別に行う場合	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(3) サービス中止時の料金

①	サービス利用料	キャンセル料は発生しません。
②	食 事 代	利用予定日以前の中止
③		利用当日の中止
④		利用途中の中止

前営業日の午後5時00分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。

当日キャンセルする食事代を頂きます。

実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金その他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

重要事項説明書別紙

【デイサービスセンターあやめの里利用料金】 令和 6 年 11 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が3割（一定以上の所得のある方）

(1) 野洲市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業【通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）】利用の方
(1ヶ月あたりの概算)

区分	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
① 単位	1,588	3,197
② 1ヶ月あたりの金額 (①×10.14円)	16,102円	32,417円
③ 1ヶ月あたりで介護保険から給付される金額 (②の7割)	11,271円	22,691円
④ 1ヶ月あたりの自己負担額 (②-③)	4,831円	9,726円
⑤ 1ヶ月あたりの昼食代 ※3	3,000円 (750円/食×4日)	6,000円 (750円/食×8日)
1ヶ月あたりの費用の合計 (④+⑤)	7,831円	15,726円

※ 昼食代については、事業対象者・要支援1の方は月4日分、事業対象者・要支援2の方は月8日分として計算しております

(2) 上記(1)以外のサービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
入浴料金	500円	ご利用者の希望により特別に行う場合	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(3) サービス中止時の料金

①	サービス利用料	キャンセル料は発生しません。
②	利用予定日以前の中止	前営業日の午後5時00分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。
③	利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
④	利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金の他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。